

中日本自動車短期大学学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本学は教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く知識を授けるとともに、深く自動車工学に関する専門の学術を教授研究し、その応用能力とすぐれた人格を涵養し、もって社会に有用な実践力に富む人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は前条の目的ならびに社会の付託に応える使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本学は教育研究活動等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 前項の点検及び評価の実施については、別に定める。

第 2 章 学科

(学科及び学生定員並びに人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第 3 条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科課程	入学定員	収容定員
自動車工学科	200人	400人
モータースポーツエンジニアリング学科	30人	90人

- 2 前各項の学科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車工学科は、自動車工学に関する知識・技術及び自動車の整備技術の修得を通じて、社会的責任感と技術者としての倫理観を備え、実践力に富む技術者を育成し、もって産業界ならびに地域社会に貢献することを目的とする。
- (2) モータースポーツエンジニアリング学科は、自動車工学に関する知識・技術及び自動車の整備技術の修得に加え、モータースポーツを通じてより高度な自動車技術を修得し、社会的責任感と技術者としての倫理観を備え、最先端技術を身に付けた技術者を育成し、もって産業界ならびに地域社会に貢献することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第 4 条 本学の修業年限及び在学年限は次のとおりとする。

学科課程	修業年限	在学年限
自動車工学科	2年	4年
モータースポーツエンジニアリング学科	3年	6年

- 2 本学と協定を締結する外国の大学等の教育機関において、協定で定める学修の期間

を本学の在学の期間に算入する。

第 3 章 学年・学期及び休業日 (学 年)

第 5 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(学 期)

第 6 条 学年を次の 2 学期に分ける。

春学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

秋学期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休 業 日)

第 7 条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

本学の開学記念日 4 月 20 日

春期休業日 3 月 20 日から 3 月 31 日まで

夏期休業日 8 月 1 日から 9 月 15 日まで

冬期休業日 12 月 21 日から 1 月 7 日まで

2 必要がある場合学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第 1 項に定めるもののほか学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 4 章 入学・退学及び休学

(入 学 の 時 期)

第 8 条 入学の時期は、学年の始めとする。

ただし、学年の途中においても学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入 学 資 格)

第 9 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者。

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者。

(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。

(6) 文部科学大臣の指定した者。

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）。

(8) 本学において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者。

2 前項第 8 号の個別の入学資格審査取扱いについては、別に定める。

(入 学 の 出 願)

第 10 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

提出の時期・方法・提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第 1 1 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 1 2 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学・再入学等)

第 1 3 条 本学に転入学、再入学又は転科を志願する者があるときは、審査の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学又は転科を許可することがある。

2 前項の転入学又は転科に関する出願及び選考方法については、別に定める。

3 前項の規程により入学又は転科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(退学)

第 1 4 条 退学をしようとする者は、保証人連署の上、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 1 5 条 疾病その他やむを得ない事情により、2 カ月以上修学することのできない者は、保証人連署の上、願い出て学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 1 6 条 休学の期間は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き更に1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2 年を超えることができない。

3 休学の期間は、第 4 条の在学年限に算入しない。

(復学)

第 1 7 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 1 8 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第 4 条に定める在学年限を超えた者。

(2) 第 1 6 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者。

(3) 授業料等の納付を怠り、督促を受けた後 2 週間以内になお納付しない者。

(4) 長期にわたり行方不明の者。

第 5 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 1 9 条 授業科目の種類・単位数は別表第 1 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 2 0 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 4 5 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、1 5 時間から 3 0 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、3 0 時間から 4 5 時間までの範囲で本学が定め

る時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮し所定の時間をもって1単位とする。

(授業の方法)

第21条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする。

- 2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項により履修することができる単位数は、20単位を超えないものとする。

(教育内容等の改善)

第21条の2 本学は授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

- 2 前項の委員会については別に定める。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

- 2 授業への出席は、単位認定の要件として別に定める。

(学習の評価)

第23条 試験等の評価は、 $A^+ \cdot A \cdot B \cdot C \cdot F$ をもって表わし、 $A^+ \cdot A \cdot B \cdot C$ を合格とし、 F を不合格とする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第24条 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が本学と単位互換協定を結んだ短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目により修得したものとみなし単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、20単位を超えないものとする。
- 3 本学が協定を締結する外国の大学等の教育機関において、協定に定める授業科目を修得した単位を、本学における授業科目により修得したものとみなし単位を与えることができる。
- 4 前項により与えることができる単位数は、30単位を越えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第25条 本学が、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により認めることができる単位数は、前条により本学において修得したとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第26条 本学が、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学(科目等履修生を含む)、高等専門学校及び専修学校専門課程(修業年限2年以上)において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、第24条及び第25条により本学における履修において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

第 6 章 卒 業 等

(卒 業 の 要 件)

第 27 条 本学を卒業するためには、自動車工学科の学生は 2 年以上、モータースポーツエンジニアリング学科の学生は 3 年以上在学し、別表第 1 に定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。

(卒 業)

第 28 条 前条の条件を満たした者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学 位)

第 29 条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(資 格 の 取 得)

第 30 条 本学において取得することができる資格の種類は次のとおりとする。
二級自動車整備士（総合）受験資格。

第 7 章 検定料・入学料・授業料その他の費用

(検定料等の金額)

第 31 条 本学の検定料・入学料・授業料等の金額は次のとおりとする。

ただし、外国人留学生の検定料については、減額することがある。

自動車工学科

検 定 料	30,000 円
入 学 料	200,000 円
授 業 料	900,000 円
施 設 設 備 費	240,000 円

モータースポーツエンジニアリング学科

検 定 料	30,000 円
入 学 料	200,000 円
授 業 料	1,000,000 円
施 設 設 備 費	240,000 円

(授業料等の納付期限)

第 32 条 授業料等は、春学期、秋学期の 2 期に分け、各々年額の 2 分の 1 の金額を次のとおり納入しなければならない。

春学期 納期 3 月末日

秋学期 納期 9 月末日

ただし、特別の事情があると認められる者は、分納を認めることがある。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第 33 条 学期の途中で退学した者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第 34 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、授業料等を免除する。

(納付した授業料等)

第 35 条 納付した検定料・入学料及び授業料等は原則として返付しない。

第 8 章 教職員組織
(職 員 組 織)

第 3 6 条 本学に学長・教授・准教授・講師・助教・助手・教務技術職員・事務職員その他必要な職員を置く。

第 9 章 教 授 会
(教 授 会)

第 3 7 条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。
(教授会の構成)

第 3 8 条 教授会は学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

(そ の 他)

第 3 9 条 本章の定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第 1 0 章 専 攻 科
(専攻科の目的)

第 4 0 条 本学は、短期大学の教育の基礎の上に、より高度で実践的な知識技術を教授し、その研究を指導することを目的として専攻科を設置する。

(専攻科の名称・定員)

第 4 1 条 専攻科の名称及び定員は、次のとおりとする。

名 称	定 員	収容定員
一級自動車整備専攻	2 0 人	4 0 人
車体整備専攻	4 0 人	4 0 人

(専攻科の修業年限及び在学年限)

第 4 2 条 専攻科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。

名 称	修業年限	在学年限
一級自動車整備専攻	2 年	4 年
車体整備専攻	1 年	2 年

(専攻科の入学資格)

第 4 3 条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

ただし、専攻科一級自動車整備専攻において一級自動車整備士（総合）の養成を受ける者は、二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者とする。

(1) 短期大学自動車工学系学科を卒業した者で、二級自動車整備士養成課程を修了した者。

(2) 大学への編入学が認められた者のうち、二級自動車整備士に関する専修学校の専門課程を修了した者。

(専攻科の授業科目及び単位数)

第 4 4 条 専攻科の授業科目は、専門教育科目とする。

2 前項の授業科目及びその単位数は、別表第 2－1，第 2－2 の通りとする。

3 授業科目の履修に関する必要事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

(専攻科の修了要件)

第45条 専攻科の修了要件は、次のとおりとする。

一級自動車整備専攻 2年以上在学し、別表第2-1に規定する授業科目について、54単位以上修得した者。

車体整備専攻 1年以上在学し、別表第2-2に規定する授業科目について、26単位以上修得した者。

(専攻科修了の認定)

第46条 前条に規定する修了要件を満たした者は、教授会の議を経て、学長が専攻科程の修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(専攻科の資格取得)

第47条 専攻科において、取得することができる資格は次のとおりとする。

(1) 一級自動車整備専攻 一級小型自動車整備士受験資格。

(実技試験免除2年間有効)

(2) 車体整備専攻 自動車車体整備士受験資格。

(専攻科の学費等)

第48条 専攻科の検定料・入学料・授業料等の金額及び納付期限は、次のとおりとする。

ただし、特別の事情があると認められる者は、授業料等の分納を認めることがある。

一級自動車整備専攻 別表第3-1。

車体整備専攻 別表第3-2。

(準用する規定)

第49条 専攻科について、本章に規定する以外の事項に関しては、次の規定を準用する。

(1) 学則第5条から第8条まで(学年等)。

(2) 学則第10条から第13条まで(入学の出願等)。

(3) 学則第14条から第18条まで(退学等)。

(4) 学則第20条から第26条まで(単位の計算方法等)。

(5) 学則第33条から第35条まで(退学及び停学の場合の授業料等)。

(6) 学則第36条から第39条まで(職員組織等)。

(7) 学則第59条から第61条まで(長期履修学生等)。

(8) 学則第63条から第65条まで(奨学生等)。

第11章 留学生別科

(留学生別科の名称・定員)

第50条 本学において設置する留学生別科の名称及び定員は、次のとおりとする。

名称	入学定員	収容定員
留学生日本語別科	10人	10人
留学生自動車別科	20人	40人

(留学生別科の目的)

第51条 前条の留学生別科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 留学生日本語別科の目的は、本学の本科で十分に学習することができる程度の日本語能力を身に付けさせることと、本科に必要とされる基礎能力を養うことを目的とする。
- (2) 留学生自動車別科の目的は、日本の自動車産業と文化、および基礎的な自動車に関する知識を理解すると同時に、本学の本科で十分に学習することができる程度の日本語能力を身に付けさせることと、本科に必要とされる基礎能力を養うことを目的とする。

(留学生別科の修業年限及び在学年限)

第52条 留学生別科の修業年限及び在学年限は次のとおりとする。

名称	修業年限	在学年限
留学生日本語別科	1年	2年
留学生自動車別科	1年6ヶ月	2年

(留学生別科の入学資格)

第53条 留学生別科に入学できる者は、第9条(3)に定める者で、原則として本科へ入学を希望する者とする。

(留学生別科の授業科目及び単位数)

第54条 留学生別科の授業科目の種類・単位数は別表第4-1のとおりとする。

(留学生別科の修了要件)

第55条 留学生別科の修了要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 留学生日本語別科を修了するためには、1年以上在学し、別表第4-1に定めるところにより、32単位以上を修得しなければならない。
- (2) 留学生自動車別科を修了するためには、1年半以上在学し、別表第4-1に定めるところにより、48単位以上を修得しなければならない。

(留学生別科修了の認定)

第56条 前条に規定する修了要件を満たした者は、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(留学生別科の学費等)

第57条 留学生別科の検定料、入学金、授業料の金額及び納付期限は別表第4-2のとおりとする。ただし、特別の事情があると認められる者は、授業料等の分納を認めることがある。

(準用する規定)

第58条 別科について、本章に規定する以外の事項に関しては、次の規定を準用する。

- (1) 学則第5条から第8条まで(学年等)。
- (2) 学則第10条から第13条まで(入学の出願等)。
- (3) 学則第14条から第18条まで(退学等)。
- (4) 学則第20条から第23条まで(単位の計算方法等)。
- (5) 学則第33条から第35条まで(退学及び停学の場合の授業料等)。
- (6) 学則第36条から第39条まで(職員組織等)。
- (7) 学則第60条から第62条まで(科目等履修生、外国人留学生等)。
- (8) 学則第64条から第65条まで(表彰等)。
- (9) 学則第66条から第67条まで(附属施設)

第 1 2 章 長期履修学生・科目等履修生・聴講生及び外国人留学生

(長期履修学生)

第 5 9 条 職業を有している等の事情により、第 4 条第 1 項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し卒業することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生の在学年数は、3 年以上 4 年以内とする。

3 長期履修学生が履修できる単位数は、1 学期当たり 1 2 単位を限度とする。

4 学則第 3 0 条及び第 3 1 条の規定にかかわらず、長期履修学生の授業料及びその他の学納金は、検定料、入学料及び授業料とし、金額並びに納入時期は次のとおりとする。

一 検定料 3 0, 0 0 0 円

二 入学料 2 0 0, 0 0 0 円

三 授業料

ア 1 単位につき 3 2, 0 0 0 円とする。

イ 各学期において、当該学期に履修する単位数に 3 2, 0 0 0 円を乗じた金額を、学期の始めに納入するものとする。

5 長期履修学生については、前 4 項に定めるもののほか、本学の学則を準用する。

6 その他長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 6 0 条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学学則第 2 2 条及び第 2 3 条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して、必要な事項は別に定める。

(聴講生)

第 6 1 条 本学の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に関して、必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 6 2 条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について、必要な事項は別に定める。

第 1 3 章 奨 学 生

(奨 学 生)

第 6 3 条 本学に奨学生の制度を設ける。

2 奨学生について必要な事項は、別に定める。

第 1 4 章 賞 罰

(表 彰)

第 6 4 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰 則)

第65条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学・停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

4 本条の定めるものの他、懲戒の実施に際し、必要な事項は別に定める。

第15章 附属施設

(学 生 寮)

第66条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

(図 書 館)

第67条 本学に附属図書館を置く。

2 図書館に関する規則は別に定める。

附 則

1 1972年(昭和47年)11月1日施行。

2 1979年(昭和54年)4月1日改定。

3 1983年(昭和58年)4月1日改定。

4 1985年(昭和60年)4月1日改定。

5 1986年(昭和61年)4月1日改定。

6 1987年(昭和62年)4月1日改定。

7 1988年(昭和63年)4月1日改定。

8 1989年(平成元年)4月1日改定。

9 1990年(平成2年)4月1日施行。ただし、改正後の学則第26条及び第27条の規定にかかわらず、1989年(平成元年)度以前に入学した者の授業料の額は、なお従前の例による。

10 1991年(平成3年)4月1日施行。ただし改正後の学則第26条及び第27条の規定にかかわらず、1990年(平成2年)度以前に入学した者の授業料及び施設設備資金の額は、なお従前の例による。

11 1991年(平成3年)10月1日施行。ただし、改正後の学則第26条及び第27条の規定にかかわらず、1989年(平成元年)度、1990年(平成2年)度及び1991年(平成3年)度に入学した者の施設設備資金の額は、1991年(平成3年)度後期より次の表のとおりとする。

	1989年(平成元年)度	1990年(平成2年)度	1991年(平成3年)度
施設設備資金	180,000円	180,000円	145,600円

12 1992年(平成4年)4月1日施行。ただし、改正後の学則第26条及び第27条の規定にかかわらず、1991年(平成3年)度以前に入学した者の授業料及び施設設備資金の額は、なお従前の例による。

13 1993年(平成5年)4月1日施行。ただし、改正後の学則第26条及び第27条の規定にかかわらず、1992年(平成4年)度以前に入学した者の授業料及び施設設備資金の額は、なお従前の例による。

- 14 1994年（平成6年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第27条及び第28条の規定にかかわらず、1993年（平成5年）度以前に入学した者の授業料及び施設設備資金の額は、なお従前の例による。
- 15 1995年（平成7年）4月1日施行。
- 16 1996年（平成8年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第19条、第23条及び第24条の規定にかかわらず、1995年（平成7年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 17 1996年（平成8年）6月1日施行。
- 18 1997年（平成9年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第27条及び第28条の規定にかかわらず、1996年（平成8年）度以前に入学した者の授業料及び施設設備資金の額は、なお従前の例による。
- 19 1998年（平成10年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第24条の規定にかかわらず、1997年（平成9年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 20 1999年（平成11年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第40条の規定にかかわらず、1998年（平成10年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 21 2001年（平成13年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第24条の規定にかかわらず、2000年（平成12年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 22 2002年（平成14年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第8条、第28条、第44条、第47条及び第48条の規定にかかわらず、2001年（平成13年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 23 2003年（平成15年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第19条の規定にかかわらず、2002年（平成14年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 24 2004年（平成16年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第27条及び第47条の規定にかかわらず、2003年（平成15年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 25 2005年（平成17年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第23条の規定にかかわらず、2004年（平成16年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 26 2006年（平成18年）3月1日施行。ただし、改正後の学則52条については2005年（平成17年）度に入学した者から適用する。
- 27 2006年（平成18年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第27条及び第55条の規定にかかわらず、2005年（平成17年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 28 2007年（平成19年）4月1日施行。ただし、2006年（平成18年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 29 2008年（平成20年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第27条及び第55条の規定にかかわらず、2007年（平成19年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 30 2009年（平成21年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第27条、第45条、第55条及び第57条の規定にかかわらず、2008年（平成20年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 31 2010年（平成22年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第31条の規程にかかわらず、2009年（平成21年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。また、改正後の学則第27条別表第1の規程については、2009年（平成21年）度に入学した者から適用する。
- 32 2011年（平成23年）4月1日施行。ただし、改正後の学則第27条及び第55条

の規定にかかわらず、２０１０年（平成２２年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。

３３ ２０１２年（平成２４年）４月１日施行。ただし、改正後の学則第２７条、４５条及び５５条の規程にかかわらず、２０１１年（平成２３年）以前に入学した者は、なお従前の例による。

３４ ２０１３年（平成２５年）４月１日施行。ただし、改正後の学則第２７条、４１条、４２条、４３条、４５条、及び４８条の規程にかかわらず、２０１２年（平成２４年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。

３５ ２０１４年（平成２６年）４月１日施行。ただし、改正後の学則第２７条および第４５条の規程にかかわらず、２０１３年（平成２５年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。

３６ ２０１５年（平成２７年）４月１日施行。国際自動車工学科の学生募集停止。ただし、改正後の学則第４条、２７条、３１条、第４８条 別表第３－１及び別表第３－２の規程にかかわらず、２０１４年（平成２６年）度以前に入学した者は、なお従前の例による。

平成２７年度から平成２９年度までの収容定員は次の通り

学科名	平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
自動車工学科	200	400	200	400	200	400
モータースポーツ エンジニアリング学科	40	120	40	120	40	120
国際自動車工学科	0	100	0	50	0	0
計	240	620	240	570	240	520

３７ ２０１５年（平成２７年）４月１日施行。

３８ ２０１６年（平成２８年）４月１日施行。

３９ ２０１７年（平成２９年）４月１日施行。

４０ ２０１７年（平成２９年）９月１日改正。

４１ ２０１８年（平成３０年）４月１日施行。

平成３０年度から平成３２年度までの収容定員は次の通り

学科名	平成３０年度		平成３１年度		平成３２年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
自動車工学科	200	400	200	400	200	400
モータースポーツ エンジニアリング学科	30	110	30	100	30	90
計	230	510	230	500	230	490

４２ ２０１９年（平成３１年）４月１日施行。

４３ ２０２０年（令和２年）２月１日改正。

４４ ２０２１年（令和３年）４月１日施行。

４５ ２０２２年（令和４年）４月１日施行。

４６ ２０２４年（令和６年）４月１日施行。ただし、改正後の学則第３０条及び第４３条の規程にかかわらず、自動車工学科に２０２４年（令和６年）４月に入学した者は、なお従前の例による。

別表第1 教育課程

自動車工学科

教養科目						
	授業科目	単位数		卒業要件 単位数	二級 認定科目	備考
		1年	2年			
一般教養	日本語表現法	②		7		春学期科目
	数学	2				
	物理学		2			
	化学		2			
	経済学		2			
	英語	2				
	英語会話		2			
	中国語	2				
	健康とスポーツ	①				
	情報リテラシー		①			
	自動車工学日本語Ⅰ	1				留学生指定科目
キャリア開発	自動車工学日本語Ⅱ	1		3		留学生指定科目
	日本の自動車事情		1			留学生指定科目
	自動車アフターサービス産業概説		1			留学生指定科目
	キャリアデザインⅠ	①				春学期科目
	キャリアデザインⅡ	①				秋学期科目
	ビジネスマナー演習	1				
	インターンシップ		1			夏季、春季集中
海外研修	海外研修Ⅰ		1			集中
	海外研修Ⅱ		2			春季集中
単位数の合計		18	11	10		
		29				

専門科目						
	授業科目	単位数		卒業要件 単位数	二級 認定科目	備考
		1年	2年			
基礎科目	自動車の力学Ⅰ	②			○	
	自動車の力学Ⅱ	②			○	
	自動車材料学	②			○	
	機械要素・図面	②			○	
	機構学		2			
	材料力学	2				春学期科目
	流体力学	2				秋学期科目
自動車工学・自動車整備	線形代数学		2	52		
	自動車原動機Ⅰ	②			○	
	自動車原動機Ⅱ	②			○	
	自動車原動機Ⅲ		②		○	
	自動車先進技術概論		②		○	秋学期科目
	自動車構造Ⅰ	②			○	
	自動車構造Ⅱ	②			○	
	自動車構造Ⅲ		2		○	
	自動車構造Ⅳ		2		○	
	自動車電気装置Ⅰ	②			○	
	自動車電気装置Ⅱ	②			○	
	自動車電気装置Ⅲ		②		○	
	自動車法規		②		○	
	自動車整備実習Ⅰ	④			○	
	自動車整備実習Ⅱ	④			○	
	自動車整備実習Ⅲ		4		○	
	自動車整備実習Ⅳ		4		○	
	自動車工学演習Ⅰ		1		○	
	自動車工学演習Ⅱ		1		○	
応用科目	二輪自動車整備実習		2			
	CAD入門		2			
	自動車の環境と安全性能 （オゾン・システム対策）		1			秋学期科目 集中
	カスタマイズ	1				集中
	フェラーリ・カスタマイズ		1			夏季集中
	自動車保険論		2			
	スポーツカート演習	1				夏季集中
単位数の合計		34	36	52		
		70				
単位集計		52	47	62		
		99				

* ○数字は必修科目

	開講単位		卒業要件 単位
	必修	選択	
教養科目	6	23	10
専門科目	36	34	52
合計	42	57	62

モータースポーツエンジニアリング学科

教養科目							
	授業科目	単位数			二 級 認定科目	卒業要件 単位数	備考
		1 年	2 年	3 年			
一 般 教 養	日本語表現法	②				12	春学期科目
	数学	2					
	物理学		2				
	化学		2				
	経済学			2			
	英語	②					
	英語会話			②			
	中国語	2					
	健康とスポーツ	①					
	情報リテラシー		①				
	自動車工学日本語Ⅰ	1					留学生指定科目
キ ャ リ ア 開 発	自動車工学日本語Ⅱ	1				留学生指定科目	
	日本の自動車事情		1			留学生指定科目	
	自動車アフターサービス産業概説		1			留学生指定科目	
	キャリアデザインⅠ	①				春学期科目	
	キャリアデザインⅡ		①			秋学期科目	
	ビジネスマナー演習	1					
	インターンシップ		1			夏季、春季集中	
	モータースポーツインターンシップ		1			集中	
	海外研修Ⅰ		1			集中	
	海外研修Ⅱ		2			春季集中	
	単位数の合計		18	8	4	15	
		30					

専門科目		単位数			卒業要件 単位数	二 級 認定科目	備考	
	授業科目	1年	2年	3年				
基礎科目	自動車の力学Ⅰ	②			78	○		
	自動車の力学Ⅱ	②				○		
	自動車材料学	②				○		
	機械要素・図面	②				○		
	機構学			2				
	材料力学	2					春学期科目	
	流体力学	2					秋学期科目	
	線形代数学			2				
自動車工学・自動車整備	自動車原動機Ⅰ	②				○		
	自動車原動機Ⅱ	②				○		
	自動車原動機Ⅲ		②			○		
	自動車先進技術概論			②		○	秋学期科目	
	自動車構造Ⅰ	②				○		
	自動車構造Ⅱ		②			○		
	自動車構造Ⅲ		2		○			
	自動車構造Ⅳ			2	○			
	自動車電気装置Ⅰ	②			○			
	自動車電気装置Ⅱ	②			○			
	自動車電気装置Ⅲ		②		○			
	自動車法規			②	○			
	自動車整備実習Ⅰ	④			○			
	自動車整備実習Ⅱ	④			○			
	自動車整備実習Ⅲ		④		○			
	自動車整備実習Ⅳ		④		○			
		自動車工学演習Ⅰ			1	○		
	自動車工学演習Ⅱ			1	○			
応用科目	CAD演習		②		78			
	自動車ロボティクス			②				
	自動車の環境と安全性能 （オゾン・システム対策）（エコノミー）			1			秋学期科目 集中・海外研修含む	
	モータースポーツ概論	②						
	モータースポーツ演習Ⅰ	②						
	モータースポーツ演習Ⅱ		④					
	モータースポーツ演習Ⅲ		④					
	モータースポーツ演習Ⅳ			④				
	エンジン・チューニング		①				集中	
	人間工学		②					
	自動車電子制御工学		2					
	自動車新素材		2					
	二輪自動車工学		2					
	二輪自動車整備実習Ⅰ			2				
	二輪自動車整備実習Ⅱ			2				
	ボデーリペア技術			2				
	ボデーリペア実習			2				
	カスタマイズ		1				集中	
	フェラーリ・カスタマイズ			1			夏季集中	
		自動車保険論				2		
		卒業研究				②		秋学期科目
単位数の合計		34	37	33	78			
		104						
単位集計		52	45	37	93			
		134						

* ○数字は必修科目

	開講単位		卒業要件 単位
	必修	選択	
教養科目	10	20	15
専門科目	69	35	78
合計	79	55	93

専攻科 一級自動車整備専攻(2年課程)

区分	授業科目	単位数		区分		一 級 指定科目	備考
		1 年	2 年	必修	選択		
学 科	先端自動車技術Ⅰ	2		必修		○	修了要件単位数 14 単位
	先端自動車技術Ⅱ		2	必修		○	
	自動車電気・電子回路	2		必修		○	
	自動車エンジン制御工学Ⅰ	1		必修		○	
	自動車エンジン制御工学Ⅱ	1		必修		○	
	自動車シャシ制御工学Ⅰ	1		必修		○	
	自動車シャシ制御工学Ⅱ	1		必修		○	
	自動車振動・騒音工学	2			選択	○	
	自動車システム故障診断法Ⅰ	1		必修		○	
	自動車システム故障診断法Ⅱ		1	必修		○	
	自動車総合診断法演習Ⅰ		1	必修		○	
	自動車総合診断法演習Ⅱ		1	必修		○	
	自動車環境・安全管理法		2		選択	○	
	自動車法規・検査法		2		選択	○	
	小 計	11	9				
実 習	自動車高度整備実習Ⅰ	8		必修		○	修了要件単位数 16 単位
	自動車高度整備実習Ⅱ	8		必修		○	
	小 計	16					
実 務 実 習	自動車整備体験実習		6	必修		○	修了要件単位数 24 単位
	自動車整備実務実習Ⅰ	4		必修		○	
	自動車整備実務実習Ⅱ		6	必修		○	
	自動車整備実務実習Ⅲ		8	必修		○	
	小 計	4	20				
	合 計	31	29				修了要件単位数 54 単位

専攻科 一級自動車整備専攻 単位集計

	開講単位数		修了要件 単位数
	必修	選択	
学 科	14	6	14
実 習	16		16
実務実習	24		24
合 計	54	6	54
	60		

専攻科一級自動車整備専攻の検定料、入学料、授業料等の金額及び納付期限

1 授業料等の金額

検定料	28,000円
入学料	200,000円
授業料	900,000円 (春学期・秋学期各 450,000円)
設備施設費	200,000円 (春学期・秋学期各 100,000円)
ただし、入学料については、本学卒業生に対しこれを免除する。	

2 授業料の納付期限

春学期納付期限	3月末日 (550,000円)
秋学期納付期限	9月末日 (550,000円)

専攻科 車体整備専攻(1年課程)

区分	授業科目	区分		車 体 認定科目	備考
		必修	選択		
講義科目	車体整備論Ⅰ	2		○	修了要件単位数16単位
	車体整備論Ⅱ	2		○	
	車体修復技術	2		○	
	車体塗装工学	2		○	
	車体構造Ⅰ	2		○	
	車体構造Ⅱ	2		○	
	車体構造Ⅲ	2		○	
	車体材料学	2		○	
	車両損害調査論		2		
	小 計	16	2		
実習科目	ボデーリペア実習Ⅰ	5		○	修了要件単位数 10単位
	ボデーリペア実習Ⅱ	5		○	
	カスタムペイント実習		1		
	インターンシップ		1		
	小 計	10	2		
	合 計	26	4		修了要件単位数26単位以上
		30			

専攻科 車体整備専攻 単位集計

	開講単位数		修了要件 単位数
	必修	選択	
講義科目	16	2	16
実習科目	10	2	10
合 計	26	4	26
	30		

専攻科車体整備専攻の検定料、入学料、授業料等の金額及び納付期限

1 授業料等の金額

検定料 28,000円
 入学料 200,000円
 授業料 900,000円 (春学期・秋学期各 450,000円)
 設備施設費 200,000円 (春学期・秋学期各 100,000円)
 ただし、入学料については、本学卒業生に対しこれを免除する。

2 授業料の納付期限

春学期納付期限 3月末日 (550,000円)
 秋学期納付期限 9月末日 (550,000円)

別表第4-1

留学生日本語別科 教育課程表

区分	授業科目	単位数	修了要件 単位数	備考
科 総 目 合	日本語総合Ⅰ	4	8	
	日本語総合Ⅱ	4		
日 本 語 科 目	日本語AⅠ	2	4	
	日本語AⅡ	2		
	日本語BⅠ	2	4	
	日本語BⅡ	2		
	日本語CⅠ	2	4	
	日本語CⅡ	2		
	日本語DⅠ	2	4	
	日本語DⅡ	2		
	日本語EⅠ	2	4	
	日本語EⅡ	2		
基 礎 科 目	初級集中講座Ⅰ	2	4	
	初級集中講座Ⅱ	2		
	日本語特別演習Ⅰ	1		春学期集中
	日本語特別演習Ⅱ	1		春学期集中
	日本語特別演習Ⅲ	1		秋学期集中
	日本語特別演習Ⅳ	1		秋学期集中
	ゼミⅠ	1		
	ゼミⅡ	1		
単位数の合計		38	32	

*○数字は必修科目

留学生別科単位集計

	開講単位数	修了要件 単位数
総合科目	8	8
日本語科目	20	20
基礎科目	10	4
合計	38	32

別表第4-2

検定料、入学金、授業料等の金額及び納付期限

留学生日本語別科

1、授業料等の金額

検定料 10,000円

入学金 100,000円

授業料 650,000円

(春学期・秋学期 325,000円)

2、授業料の納付期限

春学期 3月末日 (325,000円)

秋学期 9月末日 (325,000円)

留学生自動車別科

検定料 10,000円

入学金 100,000円

授業料 975,000円

(各学期 325,000円)

2、授業料の納付期限

春学期3月末日 (325,000円)

秋学期9月末日 (325,000円)

留学生自動車別科 教育課程表

区分	授業科目	単位数	修了要件 単位数	備考
総合科目	日本語総合Ⅰ	4	12	春・秋 学期開講
	日本語総合Ⅱ	4		
	日本語総合Ⅲ	4		
日本語科目	日本語ＡⅠ	2	6	
	日本語ＡⅡ	2		
	日本語ＡⅢ	2		
	日本語ＢⅠ	2	6	
	日本語ＢⅡ	2		
	日本語ＢⅢ	2		
	日本語ＣⅠ	2	6	
	日本語ＣⅡ	2		
	日本語ＣⅢ	2		
	日本語ＤⅠ	2	6	
	日本語ＤⅡ	2		
	日本語ＤⅢ	2		
	日本語ＥⅠ	2	6	
	日本語ＥⅡ	2		
	日本語ＥⅢ	2		
基礎科目	基礎自動車	2	6	秋学期開講
	自動車ビジネス	2		秋学期開講(集中履修)
	初級集中講座Ⅰ	2		春学期開講
	初級集中講座Ⅱ	2		秋学期開講
	日本語特別演習Ⅰ	1		春学期開講
	日本語特別演習Ⅱ	1		春学期開講
	日本語特別演習Ⅲ	1		秋学期開講
	日本語特別演習Ⅳ	1		秋学期開講
	日本語特別演習Ⅴ	1		秋学期開講
	日本語特別演習Ⅵ	1		秋学期開講
	ゼミⅠ	1		春学期開講
	ゼミⅡ	1		秋学期開講
	ゼミⅢ	1		秋学期開講
		単位数の合計		59

*○数字は必修科目

留学生自動車別科単位集計

	開講単位数	修了要件 単位数
総合科目	12	12
日本語科目	30	30
基礎科目	17	6
合計	59	48